

○厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外

使用に係る使用料条例 (令和5年3月30日 条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の算出基準となる額)

第2条 使用料の算出基準となる額(以下「基準額」という。)は、管理者が別に定める土地又は建物の財産台帳価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に、使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。

(使用料の額)

第3条 使用料は、年額とし、次に掲げる区分により算出した額とする。ただし、使用許可の期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年度の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。

- (1) 土地の使用 前条の基準額に100分の4を乗じて得た額。ただし、電柱、看板、配管類その他これらに類するものを設置する目的で使用する土地については、厚木市道路占用料条例(昭和50年厚木市条例第23号)別表の規定を準用する。
 - (2) 建物の使用 前条の基準額に100分の6を乗じて得た額に、使用許可部分に相当する土地について前号の規定により算出した額又は当該建物の地上権価額に100分の5を乗じて得た額を合算した額
- 2 使用料の額が面積又は長さを単位として定められている場合において、使用許可の面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用許可の長さに1メートル未満の端数があるときは、その端数はそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
 - 3 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の徴収)

第4条 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

(使用料の減免)

第5条 土地又は建物の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、その使用許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。